

第4節 災害時要援護者予防対策

高齢者、障がい者、乳幼児等のいわゆる「災害時要援護者」の災害に対する安全性を高めるため、査察指導又は施設訓練等により災害時要援護者予防対策を推進する。

1 社会福祉施設対策

(1) 防災設備等の整備

災害時に備え、施設機能に必要な設備等の維持管理及び整備について指導の徹底を図る。

(2) 組織体制の整備

災害時に迅速かつ的確な対応を行うため、施設職員の任務分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にするよう指導の徹底を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の促進

災害時のとるべき行動について施設の構造、入所者の判断能力、行動能力等の実態に即した防災教育及び訓練を定期的実施するよう指導する。

2 在宅者対策

(1) 一人暮らし高齢者宅の防火訪問

一人暮らし高齢者宅の防火等安全を確保するため、防火訪問を実施するものとする。

(2) 防災知識の普及、啓発

災害時要援護者及びその家族に対し、パンフレット、ちらし等を配布するとともに、地域ぐるみの協力と理解を得られるよう啓発に努めるものとする。